

熊本県の地域療育及び 発達障がい等の支援に ついて

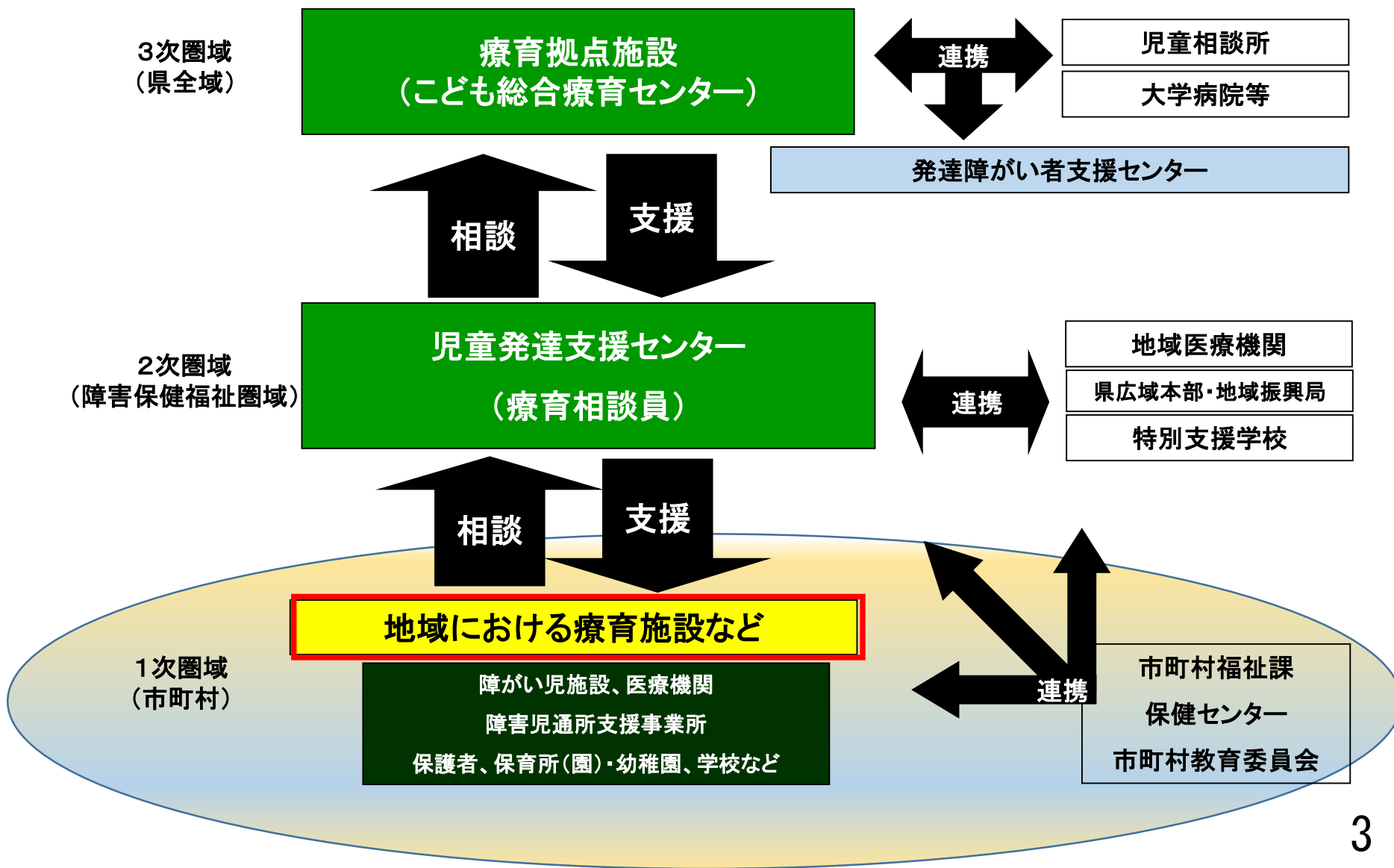
令和7年(2025年)3月14日

熊本県障がい者支援課
発達障がい・療育班

〔1〕 熊本県における療育体制と取組み

1. 熊本県における地域療育支援体制図
2. これまでの経緯と国の動き
3. 現在の状況
4. 国による障害児支援体制整備の手引き

1. 熊本県における地域療育支援体制図



2. これまでの経緯

地域療育センター配置当初（平成16年）

地域療育センターの具体的役割

【求められる7つの機能を圏域全体で準備する中核】

- ①当事者交流の場を活用した「個別相談・指導支援」
- ②個別・グループ療育などを行う「療育支援」
- ③地域関係者への「巡回支援」
- ④保護者会・家族教室・育児サークル等「当事者交流の場」
- ⑤療育サービスの提供にあたり関係者の「調整支援」
- ⑥保護者会・ボランティア等との「地域交流支援」
- ⑦こども総合療育センター等の専門（施設）から地域への「移行支援」

【求められる7つの機能を圏域全体で準備する中核】 ≡

【4つの中核的機能全てを十分に備える児童発達支援センター】

障害児通所支援の基本的な考え方

こどもの権利を社会全体で守る

こどもと家族のウェルビーイングの向上

インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める。
- こどもや保護者が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくこと。

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの中核機能

① 幅広い高度な専門性に基づく
発達支援・家族支援機能

② 地域の障害児通所支援事業所に対する
スーパーバイス・コンサルテーション機能

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

④ 地域の発達支援に関する入口
としての相談機能

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、中核拠点型として整備を推進していく方向で検討。

福祉型・医療型の一元化後の方向性

一元化後は、保育士・児童指導員を手厚く配置する等の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う方向で検討。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、5領域（※）等、全ての視点を含めた総合的な支援が提供されることを基本とすべき。
- 総合的な支援を行い、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援が考えられる。その際には、アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施されることが必要。

（※）「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

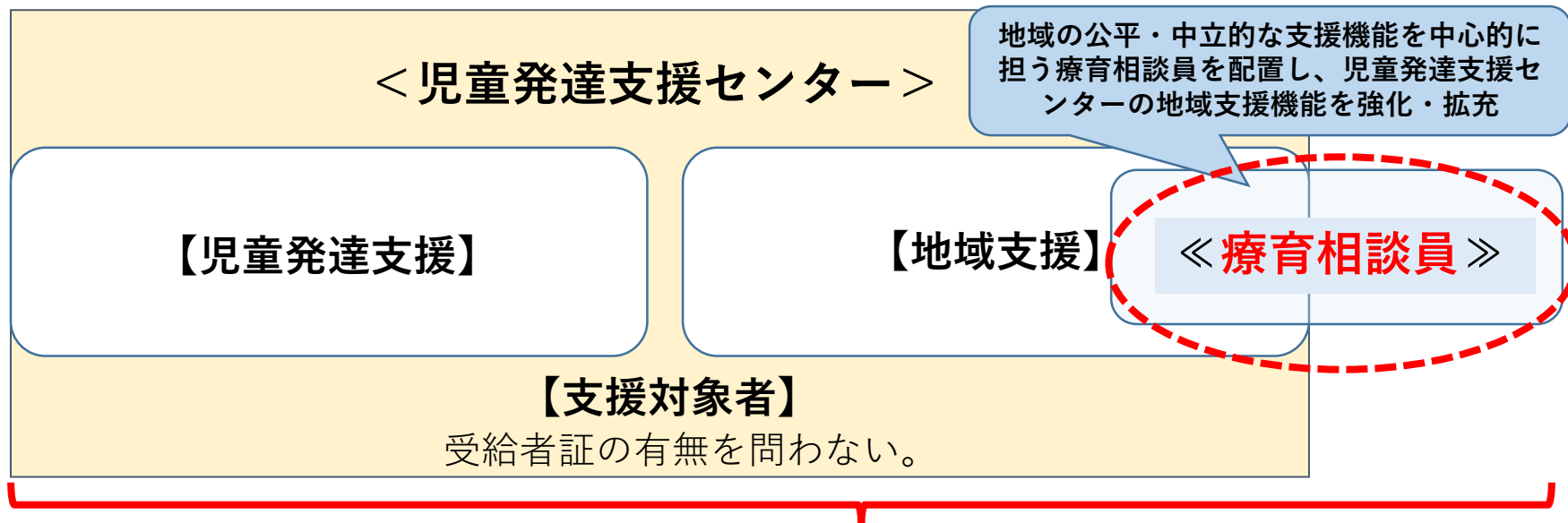
3. 現在の状況

【国の考え方】

○児童発達支援センターの中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

⇒①は児童発達支援、②③④は地域支援の要素が強く、
児童発達支援センターには、地域支援の中核となることが期待されている



< 県が補助する児童発達支援センター等 >

< 児童発達支援センターの中核機能 >

①幅広い高度な専門性に基づく
発達支援・家族支援機能

②地域の障害児通所支援事業所
に対するスーパーバイズ・コンサル
テーション機能

③地域のインクルージョン
推進の中核機能

④地域の発達支援に関する
入口としての相談機能

児童発達支援
センター等

< 地域障害児支援体制強化事業 >

●行政と連携し、圏域のネットワー
ク構築や、地域課題の共有・解決
に向けた調整を行う機能

療育相談員

巡回支援専門員

県が補助する
児童発達支援
センター等
・療育相談員
を配置

《療育相談員》

- ①地域の公平・中
立的な支援機能を
中心的に担う。
- ②地域障害児支援
体制強化事業に係
る業務を行う。
- ③巡回支援専門員
と兼務可

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 293億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

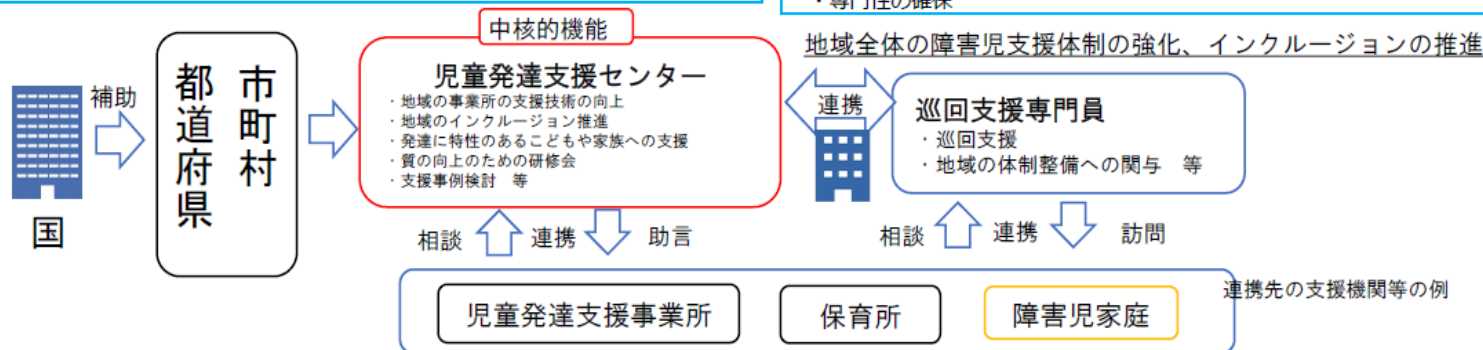
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業 【拡充】
- ・発達に特性のある子どもと家族のサポートの事業 【拡充】
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

① 児童発達支援センターの機能強化等

- ・児童発達支援センターの機能強化 センター1箇所当たり 7,301千円
- ・地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進 センター1箇所当たり 3,305千円
- ・母子保健分野等との連携による「気づき」の段階からの早期の発達支援の推進 センター1箇所当たり 1,445千円

② 巡回支援専門員整備

1市町村当たり 5,572千円 5

4. 国による障害児支援体制整備の手引き

地域における児童発達支援センター等を
中核とした障害児支援体制整備の手引き

令和6年7月

こども家庭庁支援局障害児支援課

【抜粋】

(4) 4つの中核機能の内容について

児童発達支援センターに求められる中核機能と期待される役割の具体的な内容については、「障害児通所支援に関する検討会」報告書において以下のとおりされている。

なお、①～④の全ての中核機能の速やかな整備が、マンパワーや社会資源等の観点から困難な場合は、地域で機能提供が十分ではなく優先的な整備が求められるものや、機能を発揮しうる社会資源（事業所等）が既にあり、取組を進めやすいと思われるものから整備に取り組む等、地域の実情に合わせた対応を行うことが望ましい。

中核機能① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

… こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこども^{*1}や家族^{*2}にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。

※1 例えば、重度の障害や重複する障害、強度行動障害を有する児、重症心身障害児や医療的ケア児等（入院・入所中のこどもは除く）

中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

… 地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能（地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業の活用を含む。）や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能。

中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

… 保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション（地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業の活用を含む。）により、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行利用や移行を推進することや、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能。

中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

… 発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等の「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能（親同士のつながりをつくる等の家族支援の取組や、障害特性・発達段階に応じた適時の丁寧なモニタリングの実施等を含む。）。

児童発達支援センターが上記の4つの機能を果たしていく観点からは、児童発達支援センターは障害児相談支援と保育所等訪問支援の指定を有することを基本として、その運営・取組を進めていく必要がある。

1. 市町村の役割・取組等におけるポイント

(1) 市町村の役割・取組

地域の支援体制整備については、基本指針において「児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能（引用注：4つの中核機能を指す。）を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である」とされている。児童発達支援センター等の中核機能を発揮させ、地域の支援体制の整備・充実を図っていくことは、市町村が主体となって行うべきものである。

中核機能を考えるに当たり、まず地域全体で支援の必要なこどもとその家族をどう支えていくのか、地域の関係者から実情や考えを聞きながら、自らの地域に応じた支援体制の整備を考えていくことが重要である。その上で、市町村がリーダーシップを取り、地域で中核機能をどのように整備・発揮していくか、支援が必要なこどもをどう支えるかという方針を定め、児童発達支援センター等とともにその実現を目指していくことが求められる。

児童発達支援センターが中核機能を果たすために自治体が行うべき取組は、児童発達支援センターの有無、現在地域で児童発達支援センターがどのような機能を発揮しているか、他の社会資源はどの程度整備されているか等、地域の実情により様々であるが、いずれの場合であっても、地域の支援体制の整備を主導し、地域の実情を把握の上、全体の方針を定めて計画的に取組を進めていくことが求められる。以下に示す役割・取組例に限らず、地域の実情に応じて必要な取組を進められたい。

イ. 地域のニーズや状況の把握・分析

(ア) 把握すべき情報

地域の中核機能を整備・発揮していくためには、そもそも地域でどのようなニーズ・サービス提供体制があるか（需給）、どのような課題があるか等の状況を、できる限り包括的・客観的に把握しなければ、どの機能をどのような方法で整備・強化していくか等の戦略を練ることが困難である。以下、自治体での把握が望ましいニーズ・情報について記載する。

なお、いずれの情報も必ず画一的に把握が必要となるものではないが、中核機能の整備・強化に当たり多くの場合必要となり得る情報として例示するものである。現時点で把握できていない場合も、地域での中核機能の整備・発揮を進め、分析・改善していくために必要な情報であることに留意して、今後の把握に努められたい。

<把握すべきニーズ・状況等の例>

- ◆ 市町村内あるいは一定の地域・圏域内にある児童発達支援センター、障害児通所支援事業所の数や配置状況等
 - … 当該情報は多くの自治体で把握済と思われるが、基礎的な情報として重要となる。
あわせて、地域の利用ニーズに対して事業所数や定員の不足はないか、事業所の設置状況が市街地中心部に偏っていないかなど、地域によるアクセスの大きな格差がないか等を把握することも有用である。これにより、例えば事業所等が少ない（事業所への利用者のアクセスが大変な）地域について、その地域への中核機能の適切な提供を検討していくこと等につながる。
- ◆ 児童発達支援センター、障害児通所支援事業所の提供している支援内容の特徴
 - … 利用しているこどもの特性や傾向、こどもに多く提供されている支援（例：運動、遊び、生活面の支援等）、家族への支援内容、中核機能①～④のうち提供していると考えられるものの有無等。
これらの把握により、地域で提供されている支援・中核機能をより具体的に理解し、地域の強みや弱みを把握していくことにつながる。
 - なお、中核機能の整備方針として「中核拠点型」をとる場合には、特に児童発達支援センターの状況について詳細に把握することが望ましく、「面的整備型」をとる場合には児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業所等の状況も含め、中核的役割を担う全ての事業所等が発揮している機能の状況をしっかりと把握していくことが求められる。
- ◆ 事業所あるいは地域全体でのマンパワーの状況
 - … 人員不足（特にベテラン層の不足）等はないか、中核機能をはじめとする新規の事業、機能提供の依頼等が可能な把握。

◆ 地域において中核になり得る事業所、専門職の配置の有無

… 地域において何かあったら頼ることができる、色々なことを相談できる等、地域で中心となって動いている事業所やキーパーソンがいるか。それらの事業所やキーパーソンは中核機能を担う事業所や人材になり得るか等を把握。

◆ 保育所、放課後児童クラブ等、いわゆる一般施策側の事業所や学校等の支援や連携等の状況

… 地域のインクルージョン推進を考えていく際に必要な一般施策における支援の状況や連携体制等の情報を把握。

◆ 障害のあるこども・家族に適切な支援が行き届いているか

… 利用が望ましいが社会資源の不足等により利用できていないサービスがないか、こども・家族の主観としてサービス提供体制に満足できているか等を把握。

(イ) 地域のニーズや状況の把握のための方法

地域のニーズや状況等を把握するためには様々な方法がある。利用者の顔と名前が概ね一致するような小さな地域であれば、利用者や事業者から逐次状況を聴き取るといった方法も考えられる。一方、大規模自治体では、アンケート調査等も活用しながら、効率的・効果的に地域の状況を把握していくことが考えられる。そうした対応が現実的でない場合には実態に合わせた手法を採る必要がある。いずれの場合も、把握する側・される側の過度な負担を生じないようにしつつ、様々な手法を活用し、実態を適切に把握していくことが重要である。

例として、考えられる方法を以下に挙げる。

<方法例>

- ◆ 障害児福祉計画・障害福祉計画・障害者計画等に掲載の基礎情報の活用、再分析
 - … 集計前の生データを用いた小地域別のクロス集計等を行う。

◆ （自立支援）協議会（こどもの専門部会）やその他の会議等において、必要な情報を確認・把握する

… （自立支援）協議会等の既存の会議等がある場合は、これを活用し関係者から状況や課題等の情報を把握することが考えられる。また、事業者や現場の支援者で構成される会議等に参加又は依頼し、必要な情報を確認・把握することも考えられる。

◆ アンケート調査、聴き取り調査

… 障害児福祉計画策定時に利用者・事業者向けのアンケートを行っている場合には、その活用等を行うことが考えられる。また、利用者や事業者に必要な情報についてアンケート調査を行うことや、直接聴き取り調査を行うことも考えられる。

◆ 関係部署間の情報共有

… こども施策担当部署、母子保健担当部署等が独自に把握している情報や感じている課題認識を共有する。

ウ. 関係者・関係機関の連携体制の構築

中核機能の整備・発揮には、児童発達支援センターをはじめ、地域の関係者・関係機関が良好な関係性を築き、日頃から必要に応じ気軽に、円滑に連携できることが重要である。

こうした関係性の構築と、多職種・多機関連携のための体制構築は、支援体制の中核となる児童発達支援センター等が単独で行うべきものではなく、地域の障害児支援体制の整備の主体となる市町村が、児童発達支援センターとの緊密な連携を図るとともに、しっかりと役割を果たしていくことが必要である。

以下、市町村が児童発達支援センターとの連携、関係者・関係機関の連携体制構築に当たり果たすべき役割や取組等について記載する。

(ア) 市町村と児童発達支援センター等との連携

地域で中核機能①～④を整備・発揮していくためには、中核機能に関する自治体の認識や今後の整備方針などについて、児童発達支援センター（児童発達支援センターがない場合、及び面的整備型の場合は、地域で中核機能の発揮に関わる事業所等）と認識・理解を共有し、協働して取組を進めることが必要である。

児童発達支援センター等との連携については、以下の取組を進めることが考えられるが、これに限らず、地域の実情に応じて対応するとともに、児童発達支援センター等から疑義や懸念、依頼・要望が出された場合には、これに真摯に対応することが求められる。

また、児童発達支援センター等が中核機能①～④を発揮する前提として、児童発達支援センター自身が相応の知識・経験等を有していることが求められる。児童発達支援センター自身が研鑽を重ねるとともに、市町村においても、児童発達支援センター等と連携を図りながら、人材育成等を支援することも重要である。

<具体例>

◆ 児童発達支援センター等の中核機能①～④の発揮に関する現状及び今後の考え方の把握・分析

… 児童発達支援センター等が現在中核機能①～④を発揮できていると考えているか、また今後①～④を発揮できているかの意向を確認するとともに、実際の機能の整備・発揮の実態を把握・分析する。

◆ ①～④の機能を発揮するための具体的な方策の検討

… すでに実施済、あるいは今後①～④を全て発揮することが可能と考えており、実際にその機能が発揮されている・発揮される体制が整う見込みがついている場合には、「中核拠点型」での整備が現実的な選択肢となる（児童発達支援センターは中核機能の発揮を可能と考えているが、実態把握・分析の結果、自治体はそう考えていない場合には、児童発達支援センターとの意向・意識のすり合わせが必要）。

… ①～④の発揮が困難と考えている場合にはその理由を確認し、本当にその機能発揮が困難であるか、その理由や対応策を検討していく。その結果機能発揮が困難であると考えられる場合には、「面的整備型」での整備が現実的な選択肢となる。

◆ ①～④の機能の発揮に向けた連携・支援

… 地域の支援体制の整備方針に基づき、児童発達支援センターが中核機能を発揮するための連携・支援を進める。児童発達支援センターが取組を進めていく上で必要な財政面・ノウハウ面での支援を行っていく。地域の事業所・関係機関等と連携した取組を進める上での土台となる仕組みづくり、関係性の構築や、地域住民へのアプローチなど、児童発達支援センターと連携しながら進めていくことが期待される。

◆ 児童発達支援センター等の支援の質の向上等に向けた取組、人材育成

… 児童発達支援センターを中心に、地域で中核的な機能を発揮する事業者向けに、中核機能①～④に関する研修を実施することや、児童発達支援センター等が中核機能の提供に当たり困ったことを相談できる体制を市町村が提供する等の取組が考えられる。

地域でスーパーバイズ等を行う立場にある児童発達支援センター向けの支援となるため、市町村等でそうした支援の提供が難しい場合には、都道府県による実施を求めることや、地域の大学等教育機関の助力を得る等、広域的・専門的な対応を図っていくことが考えられる。

2. 都道府県の役割・取組等におけるポイント

(1) 都道府県の役割・取組

基本指針において「都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である」とされている。都道府県は、地域の支援体制の整備について、専門的・広域的な見地から市町村の支援を行うべき主体であり、管内の各市町村が、地域で中核機能をどのように整備・発揮しているか、支援が必要なことをどう支えているかについて、適時適切に把握し、全ての市町村でしっかりと取組が進められるよう、市町村に対して積極的にサポートしていくことが必要となる。

具体的には、中核機能の発揮による地域の支援体制整備について、管内市町村の状況を俯瞰した上で、制度や全国的な好事例等も踏まえて専門的な視点から財政面・ノウハウ面で支援することや、単独市町村のみでは機能の確保が困難な状況等において、市町村間で機能を融通・共有できるような体制構築に向けた働きかけといった支援・調整を行うことが期待される。

都道府県が行うべき取組は、各市町村における中核機能の整備・発揮の状況、社会資源の整備状況等により様々であるが、いずれの場合であっても市町村における地域の支援体制整備を積極的にサポートし、都道府県のどこに住んでいても子どもと家族が必要な質の高い支援を受けられる体制の確保・充実を図っていくことが求められる。以下に示す役割・取組例に限らず、地域の実情に応じて必要な取組を進められたい。

(2) 取組にあたってのポイント・留意点

ア. 管内市町村の地域支援体制の整備に対する支援の方針の検討・実践

都道府県が、管内市町村の地域支援体制の整備に対する支援の方針等において具体的に検討・決定すべき事項として、以下のようなものが考えられる。これらはあくまでも一例であり、各都道府県で必要な事項について検討を進めていくことが必要である。

イ. 管内市町村における4つの中核機能の整備・発揮に係る実態把握と個別支援

各市町村での中核機能の整備方針や整備・発揮の状況の把握、今後の対応の確認については、管内市町村の障害福祉担当部署（担当者）が集まる会議等での情報収集や、アンケートやヒアリング調査の実施、中核機能強化（事業所）加算の算定状況等の把握等、様々な方法が考えられる。

収集した情報に基づき、必要があれば個別に支援を行っていくこととなるため、アンケートやヒアリング時に個別支援を行う場合がある旨をあらかじめ市町村に伝える等、都道府県が支援を行う姿勢を市町村に周知していくことが重要である。これにより、市町村が取組を進める上で都

道府県を頼ってよいことが明確になり、市町村での課題の抱え込みや取組の停滞等を避けることにもつながる。

中核機能の検討に当たり課題がある市町村に対しては、同種の課題に対する他の自治体の対応事例や解決策等に関する好事例の情報提供をはじめ、専門的見地からの助言・援助を行う。こうした対応は、中核機能の整備・発揮の手法や地域の実情等、様々な知見が必要であり、経験年数の長い職員等、なるべく高い専門性を有する職員が担当することが望ましい。

すでに中核機能が整備・発揮されている市町村や地域についても、その中核機能の提供が安定的・継続的に行われているか等を確認し、市町村と連携し、地域の支援体制の継続と拡充に向けて、引き続きサポートを行っていくことが求められる。

さらに、管内の市町村の中核機能の整備・発揮の状況を積極的に把握し、整備・発揮されている市町村の取組（好事例）について、横展開を図っていくことも重要である。

ウ. 単独市町村での中核機能の整備が困難な場合の広域調整

都道府県は、単独市町村のみでは機能の確保が困難な場合に、近隣の市町村が連携して広域で支援体制の整備を進められるよう、関係市町村に対して必要な働きかけや調整を積極的に行っていくことが求められる。

児童発達支援センターの広域設置を行う場合には、既存の児童発達支援センターを広域設置の児童発達支援センターとして位置付ける、児童発達支援センターがない地域に新たに広域設置の児童発達支援センターを設置する等の方法が考えられる。いずれの場合も、市町村間の費用負担、人員、作業負担等といった要検討事項が生じるため、協議が円滑に進むよう都道府県が支援する必要がある。

広域設置に限らず、市町村間で検討・協議や相談を行う場合には、必要に応じ都道府県が支援に入るとともに、定例化や手順を取り決めるなど仕組み化を図ることが望ましい。また、複数の市町村が参画する（自立支援）協議会など、既存の会議体や連携体制がある場合は、当該連携を基礎とし、各市町村の障害児支援施策との一体性を保ちながら進められるよう配慮することが重要である。

なお、近隣の市町村を支援するに当たって、都道府県が主体となって協議を進めるか、市町村間での協議を促す立場に留まるか等は各地域で判断のうえ、実施する。

エ. 中核機能の整備・発揮のための事業の実施や活用可能な事業の周知啓発

障害児等療育支援事業については、都道府県や市町村等の地域の実態等によって具体的・詳細な実施内容を決めることが可能であり、中核機能の強化を図る上でも活用が期待される。都道府県は、各市町村・地域の支援ニーズを把握したうえで、改めて各市町村等の実情に応じた活用について検討されたい。

〔2〕 発達障がい児（者）支援について

1. 発達障がいとは
 2. 本県における発達障がい施策の体系
 - ・ 本県における地域療育支援体制
 - ・ 発達障がい者支援センターによる地域支援体制
- ① 総合的な支援について
 - ② 医療体制の整備について
 - ③ 家族への支援について

1. 発達障がいとは

生まれつきの脳の発達のかたより、アンバランスさ。見た目では分かりにくいため周囲に理解されにくい。

小、中学校通常学級の約8.8%はその特性があると言われる。

認知が広がり、平成17年に発達障害者支援法が施行。障害福祉サービスの利用者也近年急増している。

○ 県内（熊本市を含む）障害福祉サービス利用者数 単位 人

	H29.10	H30.10	R1.10	R2.10	R3.10	R4.10	R5.10
児童発達支援及び 放課後等デイサービス 利用者	6, 0 1 9	6, 9 5 7	7, 8 5 2	8, 6 9 6	9, 5 6 5	1 0, 5 2 0	11, 4 1 5
対前年比	2 5. 6 6 %	1 5. 5 8 %	1 2. 8 6 %	1 0. 7 5 %	9. 9 9 %	9. 0 9 %	8. 5 0 %

※全ての利用者が発達障がいとは限らない

利用者の増加率は鈍化傾向がみられるものの、毎年、約1割ほどの増加

2. 本県における発達障がい施策の体系

発達障がい児（者）とその家族が身近な地域で適切な支援が受けられる施策の推進。

1 総合的な支援

- 発達障がい者支援センター
（県北・県南・熊本市）
- ・福祉、保健、医療、教育、労働などの機関と連携して、ライフステージに応じた支援を実施

2 医療体制の整備

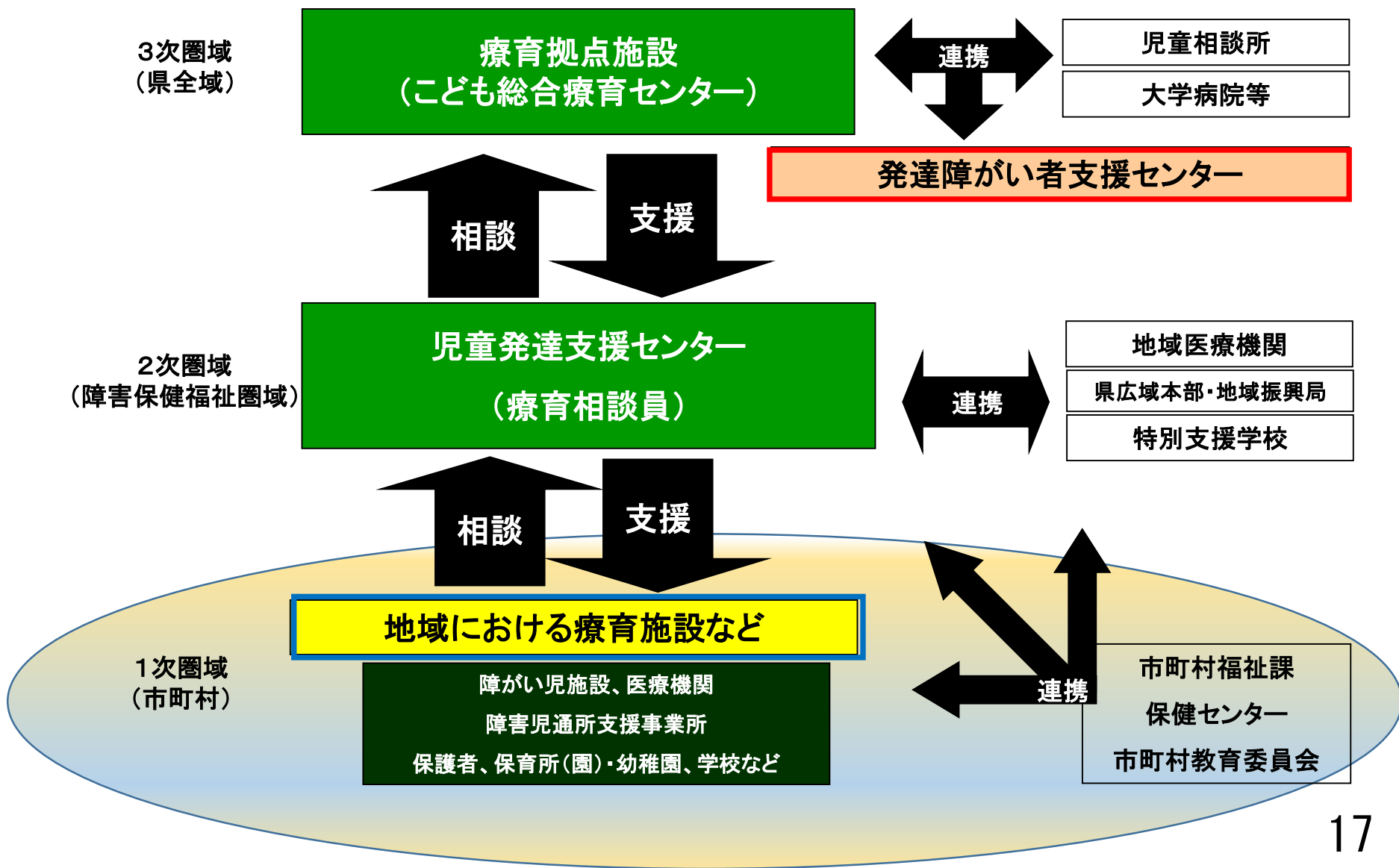
- 発達障がい医療センター
 - ・地域への専門支援
 - ・医師等の養成研修
 - ・普及啓発の実施
- 県医師会
 - ・かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修

3 家族への支援

- 発達障がい者支援センター
（県北・県南・熊本市）
- ・保護者の不安を軽減するためのペアレントメンター（※1）の養成
- ・保護者へのペアレント・プログラム（※2）などの実践

- （※1）発達障がいのある子どもを育てた経験がある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して共感的な支援を行うために一定のトレーニングを受けた者
- （※2）親が自分の子どもの行動の特徴を理解したり発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶ、地域での普及を図るために開発された簡易なプログラム

・ 本県における地域療育支援体制（再掲）



・発達障がい者支援センターによる地域支援体制

【発達障がい者支援センター】

発達障がい地域支援体制サポート事業 ペアレントメンター養成研修事業

発達障がい者地域支援マネジャー



発達障がい診断待機解消事業

専門心理士

地域支援者のスキルアップを支援して、身近な地域で適切な支援を提供できる

- ・相談対応スキルの向上
- ・地域支援者の連携体制の構築
- ・家族支援（ペアプロ等）の実施

相談支援
窓口



- ・理解の促進による発達障がいの早期発見
- ・個々の特性に配慮した支援の提供



保育所、学校等

《目指すべき姿》
発達障がいのある子どもや家族が、いつでも身近な地域で
最適な支援を受けることができる



児童発達支援
放課後等デイサービス

- ・療育スキルの向上による個々の特性に応じた療育の提供
- ・困難事例への対応スキル向上

地域保健師



かかりつけ医



- ・アセスメントスキル向上による発達障がいの早期発見
- ・アセスメントスキル向上による早期支援へのつなぎ

- ・発達障がいを診療できるスキルの獲得
- ・専門医療機関または精神科医との連携した個々の状態に適した医療の提供

バックアップ

- かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業
- 発達障がい医療センター事業

① 総合的な支援について

発達障がい者支援センターが支援の中心となり、保育園、学校等の教育機関やその他の支援機関と連携して、ライフステージに応じた相談支援や支援者向けの研修及び啓発活動等を行う。

◎発達障がい者支援センター

(1) 目的

発達障がい児(者)やその家族等への支援を総合的に行うための専門的な相談支援機関

(2) 設置根拠【発達障害者支援法第14条】

都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うこと

(3) 内容

相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修等

(4) 体制

(北部) 「わっふる」：大津町 (福) 三気の会 H14～

(南部) 「わるっ」：八代市 (福) 清流会 H25～

＋ 地域支援マネジャー（発達障がい地域支援サポート事業を担当）

専門心理士（発達障がい診断待機解消事業を担当）

(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画より抜粋)

本県では、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として「くまもと障がい者プラン」を策定し、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進しています。

今回、このプランに掲げる施策のうち、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画として、「熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定しました。

この計画は、これまでの計画の基本理念を継承しながら、相談支援体制の充実・強化、施設や病院から地域生活への移行支援、障がい児の支援体制の整備等を更に推進していくための目標を掲げています。

また、必要となる障害福祉サービスや障害児通所支援等の見込量を定めるとともに、引き続き、サービスの提供を担う人材の確保と資質の向上を図るための取組を進めることとしています。

「誰一人取り残さないくまもと」の理念のもと、本計画を市町村や関係機関と連携しながら着実に推進し、障がいのある方々が自らの希望に沿って安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現につなげて参ります。

最後に、「熊本県障害者施策推進審議会」及び「熊本県障がい者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、本計画の策定に当たって貴重な御意見、御助言を賜りました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年（2024年）3月

熊本県知事 蒲島 郁夫

(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画より抜粋)

③ 発達障がい者等に対する支援

ア 発達障がい者等への相談支援体制等の充実

発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえつつ、県内3か所の発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等への支援、連携体制の構築等を進めます。

イ 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、市町村等の地域においてペアレントプログラムやペアレントトレーニング等が実施できる体制を整備し、発達障がい者等の家族等に対する支援の充実を図ります。

また、発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努めます。

障害福祉サービス等及び障害児通 所支援等の提供体制の確保に係る 成果目標及び活動指標

1 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が地域において自立して生活するためには、相談支援事業所等において障がい者やその家族の複合的な課題を把握し、行政や関係機関と連携しながら適切な福祉、保健、医療サービスにつなげる相談支援体制の構築が重要です。

そのため、各市町村または圏域において、総合的な相談支援や相談支援事業従事者に対する助言・指導に加え、関係機関との連携による地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。

また、発達障がい者等が身近な場所で必要な支援が受けられるよう県内3か所に設置した発達障がい者支援センターに、発達障がい者地域支援マネジャーを配置し、対応が困難な事例に対する市町村や事業所への助言等を行います。

(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画より抜粋)

(2) 活動指標

項 目		数 値			考え方
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
①	発達障がい者 支援地域協議 会の開催回数	2回	2回	2回	発達障がい者支援 地域協議会の年間 の開催回数
②	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる支援				
	センターによ る相談支援件 数	6,055件	6,055件	6,055件	センターによる相 談支援を必要とす る相談件数
	センター及び マネジャーの 関係機関への 助言件数	641件	641件	641件	センター及びマネ ジャーの助言を必 要とする数
	センター及び マネジャーの 外部機関や地 域住民への研 修、啓発件数	716件	716件	716件	個々の発達障がい の特性に関する理 解が図られるため に必要な研修、啓 発件数

◎ 「発達障がい者支援センターによる相談支援」 件数の内訳（R 5）

区分 センター	相談支援・ 発達支援	相談支援・ 就労支援	地域住民へ の普及啓発	関係機関等 への研修等	関係機関と の連携会議	計
県北部 わっふる	1, 182	758	292	296	18	2, 546
県南部 わるっ	573	233	15	240	42	1, 103
熊本市 みなわ	2, 743	424	58	32	51	3, 308
合計	4, 498	1, 415	365	568	111	6, 957

◎発達障がい地域支援体制サポート事業

(委託先：(福) 三気の会・(福) 清流会)

地域支援を強化するために発達障がい者支援センターの支援ノウハウを市町村や通所支援事業所等に普及させ、発達障がいのある人とその家族が身近な地域で十分な支援を受けることができる体制の構築を促進している。

「地域支援体制サポート事業」(※)による支援件数 (R5)

区分 センター	市町村等支援	事業所等支援	普及啓発	関係機関 との連携	計
県北部 わっふる	198	131	43	85	457
県南部 わるつ	154	78	108	172	512
合計	352	209	151	257	969

(※)発達障がい者地域支援マネージャー（発達障がい児者の支援に相当の経験及び知識を有し、関係機関との連絡、調整、助言等を総合的に行なう者）等

② 医療体制の整備について

(1) 問題と背景

発達障がいの認知が広がり、発達障がいの有無を調べるため、障害福祉サービスや特別支援教育等の支援を受けるためなど、受診を希望する人が増加している。

その一方で発達障がいを診療できる医療機関が少ないため、専門的医療機関に受診が集中している。このため、今、医療が必要な子どもに対して、直ちに医療を提供できない。

(2) なぜ医療機関が少ないのか

○発達障がいの診療には時間がかかる。

- ・成育歴や発達障がいを疑うエピソード等を家族や保育士等からの丁寧な聴き取りが必要。
- ・子どもの心理検査等による特性のアセスメント

○診療の所要時間に対して診療報酬が低く、民間医療機関では採算に合わない。

⇒R6診療報酬改定で拡充されており今後の動向を注視

○小児科の領域に加え、精神科の療育の知識が求められる。

(3) 県の取り組み

① 発達障がい医療センター

熊本大学病院へ運営を委託。発達障がいを診療できる医師の養成に取り組む。令和元年10月からは、熊本労災病院（八代市）に発達障がいを診療する外来を開設し、地域の小児科医等との連携（陪席や症例検討会等）した地域医療体制の整備に取り組んでいる。

② かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修

県医師会と連携して、地域の小児科医等を対象に一定水準の対応（発達障がいへの気づき、専門医への繋ぎ等）ができるところを目指して研修に取り組んでいる。

③ 発達障がい診断待機解消事業

県内2か所の発達障がい者支援センターに心理士を配置し、市町村の保健師を対象に発達障がいのアセスメントスキルを向上させる支援を実施している。地域で医療の必要性の見極めをできるように支援することによって、子どもの特性に合わせた早期支援の実現と、医療機関への受診数の減少を目指す。

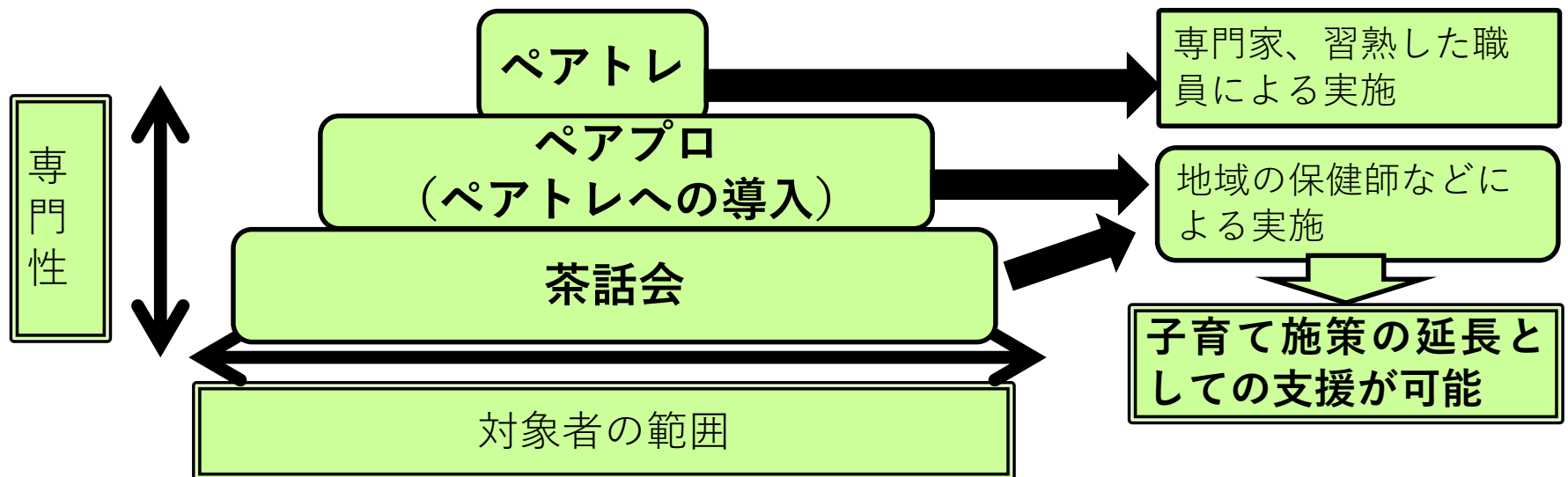
③ 家族への支援について

(1) ペアレント・プログラム、茶話会等の取組みの支援

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が支援できるよう、児童発達支援センターや市町村に対して、ペアレント・プログラム等の実施を支援し、身近な地域における家族支援の充実を図る。

（委託先：（福）三気の会・（福）清流会）

ペアレントトレーニング（ペアトレ）とペアレントプログラム（ペアプロ）の関係図



(2)ペアレントメンターの養成

発達障がい児（者）の子育ての経験のある親が、その経験を活かして、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親に寄り添って話を聞くなどの心理的な支援を行い、心のサポーターとなること。

（委託先：（福）三気の会・（福）清流会）

ペアレントメンターの支援イメージ

ペアレントメンター

●条件

- ・ 自分も発達障がい児（者）の親
- ・ 守秘義務への同意等

情報を共有
必要な情報を
提供

親

●状況例

- ・ 診断を受けて間もなく、支援を受けるまでの間に不安を感じている 等

特徴

- ・ 同じ親として共感性の高さ
- ・ 当事者視点の情報提供

(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画より抜粋)

(2) 活動指標

項 目	数 値			考え方
	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	
③ パアレントトレーニングやパアレントプログラム等の開催回数				
パアレント トレーニング	122 回	134 回	162 回	パアレントトレー ニングやパアレン トプログラム等の 支援プログラム等 の開催回数
パアレント プログラム	116 回	147 回	185 回	
④ パアレントメ ンター等を活 用したピアサ ポートの活動 の実施回数	78 回	94 回	106 回	各年度におけるピアサポートの活動 の実施回数

※数値の算出方法：①、②は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間の実績の平均値です。ただし、令和5年度(2023年度)は見込みの数を用いています。③、④は各市町村が設定した数値の積み上げです。